



若草園を支える会 会報 後援会だより

平成27(2015)年1月30日発行 第21号
事務局：社会福祉法人 栄光会 若草園 内
〒787-0155 高知県四万十市下田2211
Tel (0880)33-0247/Fax 33-0518
IP電話(050)3344-8850
会長：山崎祥正 編集：瀬戸雅弘



取引口座 郵便局 01610-5-9632 社会福祉法人 栄光会 若草園
幡多信 下田支(普)0083497 「若草園を支える会」会長山崎祥正

機関紙『わかくさ』第31号をお届けします。 . . .



◆ 新年のごあいさつ

みなさまから支えられて若草園でも新年を迎えることが出来ました。年末年始には園を巣立っていった子ども達が数名、立派な社会人となっている姿で訪れてくれました。これも地域のみなさまからの有形無形のご支援の賜物と、あらためて感謝申し上げます。

若草園を支える会も順調に運営できておりますことを感謝申し上げます。お陰様で、平成27年1月20日現在会員1,035名(会費154万1千円)となり、すでに今年度の目標を上回る事が出来ました。

少子化、人口減少の問題が取り上げられてずいぶん時間がたちますが、報道を見ておりますと次世代を担う子ども達を大切にしていこうという、児童福祉への社会の関心がまだまだ充分でないように感じられる側面もあります。

その様な中で「若草園を支える会」の存在は、小さな地域活動のひとつではありますが、福祉の視点を子どもに向けてという意味においても益々意義深いものになると信じております。これからも皆様方のお力をお寄せ頂き、この活動が子ども達の必要に応じられるような、継続した運動となりますようお願い致します。



◆ 確定申告をされる方へ

「所得税法78条の社会福祉法人に対する寄付金控除」の特典を受けられる方は社会福祉法人栄光会に寄付金を振り替えた上で、支える会には会員登録させていただきます。

今年度、若草園を支える会の振込用紙などで入金された方で、税控除を受けようとされる方は、郵便局の受領書や支える会が発行する領収書では税法上の特典を受ける事ができませんので、事務局へご相談下さい。

✉事務局直通メール
wakakusaenjimu
@
dream.ocn.ne.jp

◆ 発送を「ゆうメール」にしました

前回の発送からお届け方法を郵便局のメール便サービスに切り替えました。地域の皆様に支えられている若草園を支える会ですが、会の運営を通して何らかの形で地元にも恩返しできるようにと検討して、若草園の最寄りである下田郵便局からの発送に切り替えました。郡部の小さな郵便局の存続のために、少しでも貢献できればとの願いです。



★コラム<3>「社会的保障の1つの柱として」

若草園を支える会の支援内容に関連して、若草園を巣立って行く子ども達の自動車運転免許取得のお話しを何度か取り上げました。またETCカード発行についてのお話しもいたしました。

私たちはある者は家庭を持ち、ある者は単身で勤務地に住み、ある者は旧来からの在所に生活の本拠地を持っています。たとえ独身者であったとしても、見知らぬ土地でアパートを借りるときには、親子の関係が多少険悪であったとしても、保証人の欄には父や母のサインがすわる事でしょう。一人で生まれて育ってきたように思ってきた親不孝者であったとしても、社会生活の折にふれ、親の存在のありがたさが深まってくることでしょう。私たちには親子関係からはじまり地域の中で育ってきた中で、自分が気付くか、気付かないかは別として、なんらかの形で社会的に保障されていることが多いということです。

さて若草園の子ども達はのでしょうか。それぞれの家庭に起こった不幸な出来事によって、それまで育ってきた地域社会からも分離させられ、四万十市下田の見知らぬ家に、彼らは突然やってくるのです。分離させられるのは家族だけではありません。近所の友達も、通っていた学校も、親戚のおじさん・おばさん・いとこからも……………。

一般家庭の子どもの中にも個人差はあって、大学を卒業するまで100%仕送りに頼るお子さんみれば、奨学金をもらいアルバイトでほぼ自活するお子さんもいるでしょう。若草園の子どもでも、園のお小遣いを大切に貯金して、高校になってアルバイトをして、自分の費用で免許を取り、自分で社会に旅立つ費用を整えていこうとする子どももあります。いっぽう、せつかく社会に巣立っても、社会保障の厳しい現実を突きつけられ、ETCカードの発行を許されない子どももあるという現実です。

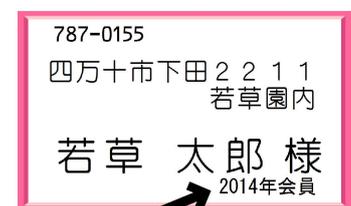
高知県からの措置費において、卒園生の免許取得費用がようやく認められるようになり、¥56,570と一部ではありますが支給されるようになりました。まだまだ不十分だとの見方もありますが、まずは突破口が開いた思いもします。

また、若草園を巣立った子ども達が不運にも、何かのトラブルに巻き込まれ、社会的責任を負わなければならない時、誰がそれを支えて上げる事が出来るのでしょうか。機関誌『わかくさ』の記事にもありますが、今年度からスタートした退所児童等アフターケア事業「あおば」も有力な助けです。しかし、こと経済的な要因に関してはまだまだ無力を感じる側面もあります。

若草園を支える会が、若草園の子ども達の社会的自立を保障する手助けになれば幸いです。今後ますます子ども達に寄り添える活動として、この会の成長をお支え下さるようお願い申し上げます。

◆会費納入の確認方法

平成26年度の会費を納入して頂いている方には封筒の宛名ラベルに“2014年会員”と記入されています。



◆機関誌は3年間発送します

若草園を支える会は年度更新の会員制で運営しております。入会から3年間は機関誌を発送させて頂いております。会の運営費用を極力おさえて、実際的な支援により多くの資金を用いることが出来るように、このように1つの区切りをもうけさせて頂いております。2011年会員さまで講読をご希望の方には継続して送付させていただきますのでご一報ください。

また新たな会員さまのご紹介がありましたお知らせ下さい。



H22(2011)年
会員さまはご
連絡をお待ち
しております。

